

京都市交通局管理規程 7-1（京都市高速鉄道連絡運輸規程）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 9 月 15 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 11 条第 1 号の表定期券の項及び第 2 号の表定期券の項中「，醍醐駅市バス・地下鉄定期券発売所」を削る。

附 則

この改正規程は，公布の日から施行する。

（交通局高速鉄道部運輸課）